

「職務発明制度と科学者コミュニティー」 —大学・研究機関における発明の望ましい取扱い—

日本学術会議 科学者委員会知的財産検討分科会

2014年6月14日

於：日本学術会議講堂

武田薬品工業株式会社
知的財産部長 奥村洋一

日本を元気に！ by 成長戦略

*Innovation

*Invention



Beyond Tech!

Innovationの素は？

* イノベーションとは、**連結力**



* 既にある技術やアイデアでも、その組み合わせ方次第

* 『スティーブ・ジョブズ 驚異のプレゼン』の著者、カーマイン・ガロ氏

Innovation

- * 科学者たちが、専門家たちが
アイデアをシェアする機会
- * 発明・アイデアを利用する機会

今の職務発明制度



*「相当の対価」は利益の分配？

*他人とシェアしたいか？したくないか？

*研究のインセンティブになるのか？

産業界の提案

法改正提案の目的:

- 産業競争力強化を加速するイノベーションを促進
- 成長戦略としての規制緩和の一環

企業発明に関して…

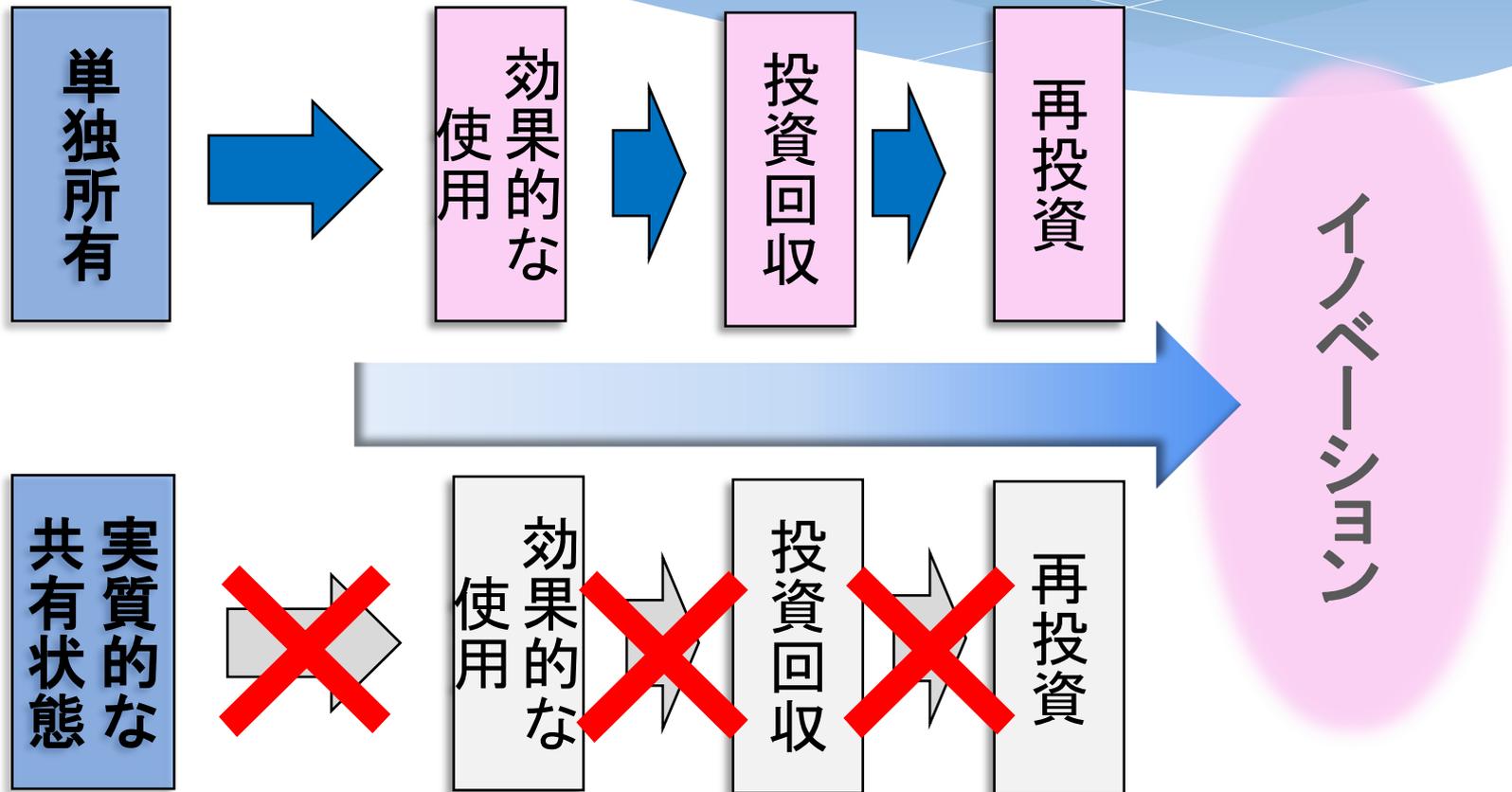
- ① 職務発明の特許を受ける権利は**原始的に法人に帰属**
- ② 職務発明の発明者の名誉を尊重(特許公報に**発明者掲載**)
- ③ 法的強制ではなく、**企業独自の従業員(研究者含む)に対するインセンティブ施策の設計**

法人帰属

- * 企業の投資による自社活動による成果は誰のもの？
 - * 事業計画、マーケット戦略、新規科学技術、生産プロセス改良、供給システム改良など
 - * 営業秘密

イノベーションと共有の権利

(経済学的視点)



イノベーションと発明者帰属

『共有物は効果的には使われない』

オリバーハート“プロパティ理論” : Oliver Hart, *Firms, Contracts and Financial Structure*, Oxford University Press(1995) , 鳥居昭夫訳『企業・契約・金融構造』慶應義塾大学出版会(2010年)

発明に関連する権利の共有

- ・特許を受ける権利 : 会社
- ・対価請求権 : 発明者

経済学的には実質的に共有状態と同じ課題に直面

インセンティブ施策と金銭報奨

* 金銭報奨が研究やイノベーションのインセンティブになるか？



* 企業内のコストを有効に利用するには？

* 企業独自の風土や文化

日本が元気になれば・・・

* 経済自体が大きく成長



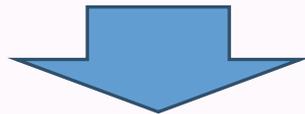
* 個人への報酬や報奨も・・・



大学・研究機関と事業者

- * 大学・研究機関は実業を実施しない

発明の利用・応用



Innovation

- * 企業が事業実施、人々・社会が使用

大学・研究機関の発明は？



- * 各大学・研究機関の独自の文化
- * 各研究者と使用機関との雇用関係の多様性

- * 発明の取扱いは当事者個々が考えるのが望ましい
- * 発明の帰属も多様化？

事業運営者としての産業界の視点

*「発明」が**利用しやすい権利**として提供されること



⇒大学・研究機関が権利者として維持管理しているのは望ましい